

<添付資料 2 >

H27 年度第 1 回ペット飼養問題検証委員会議事録

日時：平成 27 年 10 月 2 日 19 時から 20 時半

場所：第 1 集会所 2 階 C 室

出席者：自治会（塚本、寺田、早坂）管理組合（関、小平、水木、首藤）

一般（豊澤、坪井、石川雅、田村、高村） 書記：高村 議事録確認：塚本

資料：ペット問題検討委員会報告書（H26. 11. 1 付け）、ペット飼養問題検証委員会メンバー表

議題

1、会の構成・・・管理組合 4 名、自治会 4 名、ペット飼養あり 4 名、ペット飼養なし 4 名から構成（メンバー表参照）

期間・・・平成 27 年 4 月から平成 29 年 3 月

2、2014 年（H26）検討委員会報告書について関さんより説明

規約では、飼養禁止というルールがある。そのハードルを越えるにはどうしたらよいかを検討していくという内容。報告書は、総会で承認されているので、これによってペット問題の広報が公にでき、ペットの飼い方に対する苦情処理等の検討をしていきたい。

（意見交換）

- ◆ 報告書のすべてを渡されていない。これで検討するのか→報告書は量が多いのでこの中で検討したい
- ◆ ここまで話が進んでいたことを知らなかった。根本からの議論ではない
- ◆ 2007 年に 60%の賛成が得られたとかいてあるのに、なぜ決められなかったのか
- ◆ 今まで規約に縛られペット飼養者の人数の把握ができなかった。検証委員会ができたことで話し合えるようになる。
- ◆ 規約のことは、管理組合が検討することではないのか。なぜそこに自治会が入ってくるのか→管、自で行うことはすでに自治会の総会で承認されたことである→そもそも目的と違うことが承認されたこと自体に瑕疵（カシ）がある→規約は管理組合だが、違反して飼っている人がいることは事実、そこを自治会と一緒に検討していくことは自治会としての義務である。
- ◆ 規約は変えずに結論を出すのか。
- ◆ 飼っている人の問題であることを自覚することが大事→ペット会は飼養者全員が加入しているわけではない。任意団体なので全部を把握することはできない。

3、会則（試案）について 塚本さんより説明あり

（意見交換）

① 目的について

- ◆ 飼育不可から 40 年過ぎていて世の中の状況が変わってきている。今は飼育不可とは言えない状況。
- ◆ ドリームハイツを購入するときに飼う人の責任で飼うようにと不動産屋から言われた。
- ◆ ペット飼養のルールを作って規則を変えたらどうか。飼養の会費を払うことも方法。ペット飼養者を把握して迷惑をかけないように飼える状況になるのではないか（同意見多数）
- ◆ マナーを守り近隣に迷惑をかけないということはペット会加入者は順守している。現状ではペット会に入るメリットがないので、会員は減少している（現在 50 世帯程度）
- ◆ 震災等の非常事態の時にペットをどうするかは、過去の震災での例がある。そこを考えてペット飼養者を把握することは必要不可欠である。

（同意見多数）

- ◆ 非常時にペットフードの配布もあるよう。ペット数の把握は必要。

- ◆ マンションでのペット飼養で裁判になり、住居を出ることで和解となった経験がある。やはり規則には勝てない。
- ◆ 自治会として 4 年間かかわってきた。責任を持ってペットを飼ってもらうためには登録をして罰則を設けながら築きあげていかなければならない。規則を変えることは大変なことその前にやることがあるのではないか。
- ◆ 規約を変えないでルールを守って飼おうという報告書は矛盾している。規約を変える方向でこの会を進めていくのはどうか（賛成多数）

② 活動費について

会議費 1000 円は安すぎるのではないか。管理組合と折半なので自治会で持ち帰って検討してほしい。→持ち帰って検討する

4、メンバー表について

携帯かメールアドレスを追加する

5、今後について

次回は、今回話し合ったことを元に、今後行っていくことを検討する。

\* 検証委員会の周知、ペット飼養者の把握、その他  
報告書のすべての資料の配布は必要なので、次回までに全員の分を用意する。

委員会は、原則として第 1 金曜日とする。11 月は第 2 金曜の 13 日の予定。

以上

<添付資料3>

H27年度第2回ペット飼養問題検証委員会議事録

日時：平成27年11月13日（金） 19時～20時45分

場所：第1集会所2階C室

出席者：自治会（塚本・寺田・早坂）管理組合（関・小平・首藤・水木）  
一般（豊澤・坪井・松井・加藤・石川・高村・田村）

欠席者：自治会（宮内）一般（篠原）

書記：石川 議事録確認：塚本

資料：ペット問題検討委員会報告書（事前配布）、第1回ペット飼養問題検証委員会議事録、ペット飼養問題検証委員会 会則（案）、委員会メンバー表

◆決定事項：

1. ペット飼養問題検証委員会（以下委員会）の目的と活動について住民の皆さんに周知徹底できるよう広報する。担当自治会（委員会委員長 塚本）  
階段掲示板使用（第2条）
2. ハイツ内でのペット飼養の実態調査 調査票フォーマット作成⇒担当ペット会  
調査の方法は棟長⇒各階段班長が実施  
実態調査の前に委員会の目的、実態調査の必要性などを住民にお知らせしてから、実施する。
3. 委員会の活動期間を有効に活用するため今年度活動目標スケジュールを作成する  
たたき台作成⇒担当豊澤・加藤
4. 委員会の事務局を自治会の中に置き、委員会および活動等についての問い合わせ  
などの対応に当たる。（自治会の電話使用を含む）（第4条）
5. 定例会議は月1回の予定だが、状況によって月2回以上の開催もある。（第6条）
6. 委員会の活動費については、自治会の規定に準ずる。（第8条）
7. メンバーで、連絡にメールを使用できる方でアドレスを知らせてもよい方は、  
自治会にその旨ご連絡ください。[kdreamj-1@woody.ocn.ne.jp](mailto:kdreamj-1@woody.ocn.ne.jp)

◆次回までに準備すること

1. 上記決定事項1～3について、次回委員会までに、それぞれたたき台を持参する。

◆継続審議事項

1. ペット飼養問題検証委員会 会則（案）  
第8条の活動費のところ、公募委員の活動費の具体的な金額を削除し、自治会規定によると変更したうえで、正式な会則とする。

## ◆意見交換

### 1. ペット飼養問題検証委員会 会則（案）について

第2条の目的について、期間内に本当にこの実現が可能か大いに疑問である。

しかし、とにかくそれをやっていくしかない。そのために、長期スケジュールを作成し、進度のチェックを行う。

### 2. 現在の管理組合協定について

協定において小鳥、金魚以外のペット禁止が記載されているために、管理組合理事会では議論ができない状態である。第3者委員会として当委員会で議論していく。

この委員会は、管理組合、自治会でその活動を認められている。

### 3. 委員会の方向性

協定に飼養条件をつける。又はペットに関する協定の事項を削除する。

(住民の 3/4 の賛成が必要)

ペットを飼っていない人、ペットが嫌いな人に配慮がされる必要がある。

ペットと住民との共生のために、この委員会があることを十分に住民に周知する必要がある。2007年のアンケート以来住民の年齢層、ペット飼養状況も大きく変化している。独居、夫婦のみの高齢者がペットを飼っている場合もあるので実態調査は必要。

### 3. ペット飼養者への要望など

エレベーターに乗せないでほしい。

糞尿などの始末などマナーを守ってほしい。

ペット会に入会しないのは…役員になりたくない。メリットがない。

特に登録などの規制がない。

マナーを守り、近隣の方に配慮し、登録する…それがペット可への近道と飼養者の方も気づいてほしい。

次回委員会 平成 27 年 12 月 4 日 (金) 19 時～

以上

<添付資料4>

## H27年度第3回ペット飼養問題検証委員会議事録

日時：平成27年12月4日（金） 19時～20時30分

場所；第1集会所2階C室

出席者：自治会（塚本・寺田・早坂）管理組合（関・小平・首藤・水木）  
一般（豊澤・坪井・松井・石川・高村・田村）

欠席者；自治会（宮内）一般（篠原、加藤）

書記：高村 議事録確認：塚本

資料：第2回ペット飼養問題検証委員会議事録、検証委員会からのお知らせ・ペット飼養実態調査たたき台（事前配布）、ペット飼養問題検証委員会 会則（案）、年間スケジュール表

### ◆議事審議事項：

1. ペット飼養問題検証委員会からのお知らせ（たたき台）について  
（塚本作成）

[決定] この内容で承認。 12月中に階段掲示板に貼り出す

2. ハイツ内でのペット飼養の実態調査（たたき台）について （高村作成・塚本修正）

意見：・目的が災害時の避難の為となっているがそうではないはずである。

- ・ペット飼育を禁止、抑制は絶対行わないことを約束となっているが「絶対「約束」という言葉は使わないほうがよい。
- ・犬の体重表記は必要ないのではないか
- ・大型・中型・小型という表記にしたらどうか
- ・意見を記入する欄が必要

[決定] 意見を踏まえて文章を作成する（塚本）

1月第2週に全戸配布する。回収については、回収率向上のために班長が自治会費徴収する際に一緒に回収をする。班長には、一覧表を配布し、回収できない場合は聞き取りをしてもらう。

3. ペット飼養問題検証委員会会則について

第8条について 自治会と管理組合折半で費用を負担する。の文章から折半を削除する。  
又、制定日の日付を入れる。

4. 今後の進め方

活動スケジュール表参照

今後の活動によってスケジュール表は変わっていくので、毎回それを反映したものを提示する。

5. 次回委員会 平成28年1月29日（金）19時から20時半予定

それまでにペット飼養実態の調査結果を明らかにする。

以上

< 添付資料 5 >

H 2 7 年度第 4 回ペット飼養問題検証委員会議事録

日時：平成 28 年 1 月 29 日（金） 19 時～20 時 50 分

場所；第 1 集会所 2 階 C 室

出席者：自治会（塚本・寺田・早坂）管理組合（関・小平・首藤・水木）  
一般（豊澤・坪井・石川）

書記：石川 議事録確認：塚本

欠席者：自治会（宮内）一般（高村、田村、篠原、加藤、松井）

資料：ペット飼養実態調査アンケート結果報告書・検証委員会活動スケジュール  
（事前配布）

◆報告事項

1. ペット飼養実態調査結果

①軒数及び回答率について

- ・全戸に配布（ただし空き家、長期不在宅除く）
- ・飼養軒数 14.01%は全戸 1506 軒に対する数字なので、自治会会員数をもとにした場合は 15.19%となる。
- ・回答率 80.88%も自治会会員数を基にした場合は 87.69%となる。
- ・自治会会費集金時に回収したので回収率はよかったが、棟によっては班長への伝達が不十分とみられるところがあって回収率に差が出た。

②自由意見のとりまとめ（松井さん、豊澤さんが実施）

- ・自由意見の内容をおおまかに分類した。
- ・マナーに関する意見が多くみられた（飼養している人、していない人とも）
- ・自由意見のため一人で項目が多岐にわたっている。
- ・ペット飼養している人からの意見が少なかった。
- ・検証委員会が周知されていない。（協定違反なのになぜ？）
- ・アレルギーなどの病気による飼養反対意見
- ・住民の方の考え方の温度差を感じた。

③飼養実態調査結果とペット会会員数の比較について

- ・ペット会の現在の会員数は、46 軒（犬 30 頭 猫 36 匹）
- ・2007 年アンケート結果以降減少の一途である。
- ・入会に強制力がないために会員増加は難しい。  
入会についてメリットがない。入会しなくても飼養できる。

2. 検証委員会活動スケジュールについて

計画については点線、実施したものは実線で表記。

現在、ペット飼養実態調査、結果まとめ、住民からの不満・苦情の吸い上げ終了

◆意見交換

1. ペット飼養実態調査結果について

- ・意見の多くがマナーについての苦情。  
飼養者のマナーが薄らいでいると感じる。

飼っている人がなんとも思っていないことでも飼っていない人にとっては  
ストレスになることが多いことを飼養者が自覚してほしい。

- ・ペット飼養者のマナーについての苦情が減らないとペット可になった時に野放し状態になるのでは…との懸念が根深い。
- ・マナーについての啓発はたびたびアナウンスする必要がある。
- ・飼養者がマナーを遵守することが、他の住民がペット可容認してもよい方向に持っていけるのではないか
- ・今がチャンスと、ペットとの共存についてペット会でも考えてほしい。
- ・飼っている人に苦情があるということを知らせ、改善してもらうためにもアンケート結果を早く出す必要がある。

## 2. 実態調査の自由意見から

- ・飼養者の意見か、飼養していない人の意見かの区別がほしかった。
- ・アンケートの中の問題点について  
ルール違反といえばそれで終わってしまう。検証委員会がペット飼養にむけて活動していることを住民にもっと広報する必要がある。  
広報することで今以上に住民の声を聴くことができるのではないか。
- ・のらねこの世話について  
18・19号棟横（2匹） 16号棟公園側（1匹） 俣野公園（1匹）  
ペット会で確認済み。世話については管理されている。
- ・大型犬のエレベーター使用等  
大型犬飼養の軒数については、集計担当者から明言されなかった。  
高層階の飼養者が階段を使うことは無理がある。
- ・建物南側の芝生緑地のペットの立ち入りについて  
お山の公園など、幼児子どものあそび場近くの芝生・緑地は特に注意が必要。  
立ち入り禁止の看板を立てる。ペット立ち入り禁止を周知する。
- ・公園内の砂場について  
フェンス設置により苦情は出ていない。
- ・1軒で数頭の犬を飼養しているなどについて  
追々頭数などの線引きが必要になる。
- ・苦情などの窓口について  
現在はどこにもない。近所のことなので直接住民が言えない状況の中でストレスが増幅、長期化する。班長・環境衛生の担当者に言うのはどうか？  
ゆくゆくはそういう組織が必要になるだろう。
- ・ペット会のお散歩袋について  
以前は見かけたが最近はどうなったのか。  
マナーを守っている…という意思表示ではあったが、ペット禁止であることで持つこと自体がはばかれる状況もあり、配布はやめている。  
現在は、首輪につけるメダルのみ＝見えない、確認できない。
- ・飼養可にむけてペット会にいろいろな責任を押し付けるものではない。
- ・ペット会の細則（マナーについて）を参考にマナー向上にむけた広報をする。
- ・一代限り飼養について  
前回アンケートで、飼養不可ではあるが、現在飼養中のペットに限っては飼養を許すという項目があったので、それを言っている。確認不可能では？
- ・市ハイツのペット問題について  
ペット禁止だが、以前あったペット会が今はなく野放図で飼養されている。

総会などで話題にされても、うやむやに終わっている。データ等なし。

参考にならない。市・県で協力しようがない。

- ・健康の問題については真摯にうけとめ検討する必要がある。
- ・アンケートの文章の中に「ペット飼養者への苦情や不満等がありましたら一番

下の欄にご意見をご記入ください。」は文言として公平性を欠くものでなかったか。

### 3. その他

- ・ペット飼養については、今までの委員会で資料を集め、検討しここまで来た。ここでは今まで積み上げてきた土台をもとに、前向きに考えていかなければならないと思う。規約改正は組合員の3/4の賛成が必要であり、相当の努力が必要なことは間違いない。それでも変えられるのだから住民、特に飼養者が努力してほしい。
- ・アンケート自由意見にもあるように、検証委員会について知らない人がいる。
- ・管理組合の理事会だより（階段下掲示）の中に、検証委員会の報告がされていない。総会で決まったことについては随時経過報告が必要ではないか。

#### ◆決定事項：

1. ペット飼養実態調査アンケート結果について公表  
速報（飼養の実情・回収率・おおまかな意見を集約したもの）  
⇒その後、精査した内容を公表する。  
公表を2段階にすることで精査するための十分な時間の確保ができる。
2. 管理組合理事会だよりに随時報告を載せるよう進言する。

次回委員会 平成28年3月4日（金）19時～

以上

<添付資料6>

H27年度第5回ペット飼養問題検証委員会議事録

日時：平成28年3月4日（金） 19時～20時45分

場所；第1集会所2階C室

出席者：自治会（塚本・寺田・早坂）管理組合（関・小平・首藤・水木）  
一般（豊澤・坪井・石川・田村・高村）  
書記：高村 議事録確認：塚本

欠席者：自治会（宮内）一般（篠原、加藤、松井）

事前配布資料：ペット飼養実態調査アンケート結果報告書詳細・ペット飼養実態調査結果報告たたき台・<ペット問題を考える会>細則・2007年アンケート集計結果抜粋

◆報告事項

1. ペット飼養実態調査結果詳細

塚本さんより説明

- ◇ 飼養件数 214軒の内ペット会加入者46軒（21%）
- ◇ 犬は大型犬がいなかったが、自己申告なので実際はわからない
- ◇ 自由意見取りまとめ  
マナーの悪さ 125件、ペット飼養不可 14件、ペット容認47件、協定違反23件だった。（複数回答あり）

2. アンケート結果の公表について

塚本さんより説明

- ◇ アンケート後、住民に向けて報告をする必要があるのでたたき台作成した。全世帯数の数については、自治会調査と管理組合とずれがあるので後で調整する。

<意見>

- ◇ このアンケート以上に飼っている人はいるはず。再度アンケートを取ることが必要では。
- ◇ このアンケートの報告をして最終的に必要なら再度取ることもあるが、今は必要ない(意見多数)。
- ◇ 自由意見は取りまとめするだけでなく、それぞれの項目で何件かナマの声を入れたらどうか。
- ◇ 2009年の調査ではペット会に63.4%の加入率があった。今回は21%である。ペット会加入率が減るにつれてマナーが悪くなっていることも触れてほしい。
- ◇ ペット飼養アンケートを取ったこと自体画期的。ペット会は公の会ではないのでできなかった。
- ◇ 自由意見の集約は、意見の多い順に書き、複数意見があるので124%になっているが100%になるよう計算をして報告してほしい。
- ◇ ペット会の細則を一緒につけるのは時期尚早。
- ◇ ペットを飼っている人たちが頑張らないとペット飼養に向けて協定を変えるという方向に変えるのは難しい。
- ◇ ペット会は2009年のアンケートの時に加入促進、広報配布など全力をつくしてきた。そこで75%の賛成を得られずに力尽きた感がある。

3. 今後の進め方

- ◇ 委員会として、議論を重ねた結果ペット飼養に向けて協定を変えるという方向性は一致してきた。そこに向かってどうしていくかを議論すべき。
- ◇ ペット飼養可にするために何を整えていくかを委員会として検討していくことが今後の課題。
- ◇ ペットを飼っている全員の組織を作ることが大事である。

◇ アンケート結果報告は、修正したものを再度委員に確認をしてもらい住民向けに報告する。

次回委員会 平成28年4月1日(金) 19時～

以上

<添付資料7>

H27年度第6回ペット飼養問題検証委員会議事録

日 時：平成28年4月1日（金） 19時～20時45分

場 所：第1集会所2階C室

出席者：自治会（塚本・早坂）管理組合（関・小平・首藤・水木）

一般（豊澤・加藤・坪井・高村・田村・石川）

書記：石川 議事録確認：塚本

欠席者：自治会（宮内・寺田）一般（篠原、松井）

資 料：第5回ペット飼養問題検証委員会議事録

◆議事審議事項

1. 今後の進め方

確認事項：\*協定を変えるという方向性は、委員会メンバー全員一致

\*その方向性のためには、今後何をすべきかを委員会で検討していくこと  
規約や協定を変えるためには住民の3/4の賛成が必要。ハードルは高いがやらなければと  
いう意思をもち、ペット飼養可にするためには何を整えていくかについて議論していきたい。

◆審議内容についての意見

\*委員会及びその内容について、周知徹底がまだまだ不足している。

委員会の活動内容を全住民に正しく理解してもらう必要がある。

そのためには委員会活動の広報は、頻度と継続が必要。

\*H28年度末までには、他のペット不可からペット可になった団地などのペット規約など  
も参考にしながらルール作りをする。答申に添付できるようにする。

来年に向けて、答申案の内容について議論をつめ、分担が必要ではないか。

\*ペット飼養の条件として、届け出・誓約書提出を義務づけ、出さなければ認めないなど  
厳しい条件をつけなければ反対者の了解は得られないだろう。

\*届け出先は？ 統制はどれほどとれるか。

\*ルール違反する人に対してどう統制するか、またできるか。

\*責任をもって管理運営する必要あり。拘束力を持っている組織づくりが必要。

管理組合、自治会の傘下にある組織、または独立した組織。

\*飼っている人に対する不満、苦情を公表することでペットの飼い方が違ってくるのでは  
ないか。

\*現在、規約があるために管理組合は動くことができないが、検証委員会としてはその枠  
をはずして活動ができる（文面は短いですが、夫々の総会議案書に検証委員会活動報告を載  
せた）。

\*ペット会は認可団体ではないので、掲示等による広報活動はできないので、検証委員会  
として広報をお願いしたい。

\*広報をするにあたっては、すでにペット可になったととられるような文言には注意が必要。

\*現検証委員会は、来年の総会に向けて答申案を出すまでで終了する。

\*規約からペット（犬猫）飼養不可についての部分を外すことは、全住民の問題ではある  
が、最優先事項ではない。それゆえに厳しいことである。ここで規約改定ができなくて  
も、次のステップへの風穴があくこともある。規約を改定する意思に基づいて進めてい  
こう。

\*アンケート結果にあったマナーへの苦情については、それを是正するための呼びかけは  
できるのではないか。

\*住民に理解してもらえるように働きかけていかないといけない⇒条件をもう少し厳しく、

飼養者側も理解が必要

\*3/4の賛成をとるためにどうしたらいいのか、どうやっていかなければならないについての議論をもっと進める必要がある。

◆まとめ（確認決定事項）

\*H29年度総会に向けて、答申案の内容作成について進めていく。

全住民（飼っていない人、飼っている人すべて）が安心して住めるハイツにするためのルールと規約を議論しそれらを守ることでペットの認知をしてもらうことができるような答申案の作成に向けて今後活動する。

（12月半ばには原案ができるように）

\*アンケートの自由意見の部分を階段下掲示板に掲示・回覧する。

\*広報は、継続的に頻繁に出し、住民の目に触れる努力をする。

\*自治会に意見箱を設置する。（場所は後日決定する）

◆その他

\*管理組合より委員として出ている関さん、小平さんの2名は外れる。

首藤さん、水木さんは継続。2名新委員が入る。

\*自治会より委員が1名交代する。

◆次回委員会 5月13日（金）19時～

以上

第 7 回ペット飼養問題検証委員会議事録

日 時：平成 28 年 5 月 13 日（金） 19 時～20 時 45 分

場 所；第 1 集会所 2 階 C 室

出席者：自治会（塚本・寺田・袴谷）管理組合（水木）

一般（豊澤・坪井・石川・田村・高村）

書記：高村 議事録確認：塚本

欠席者：管理組合（関、小平、首藤）

\*管理組合は総会前で新委員が承認されていないので参加できないとのこと。

自治会（早坂）一般（加藤、篠原、松井）

配布資料：ペット飼養問題検証委員会だより第 1 号、第 2 号(たたき台)

◆議事審議事項

1. 検証委員会からの通信について

ペット検証委員会だより 第 1 号 4 月に階段下掲示、回覧済み

<意見>

- ◇ 4 月末に階段下に、だより第 1 号を掲示した。自治会への意見はまだない。
- ◇ 意見がなくても、検証委員会が活動をしていることを知らせるために続けて出していく。意見箱設置についても、今後毎回書いていく。
- ◇ ペットを飼っている 15%の人のために、ルールを変えてもいいのかという考えもある。反対の意見も載せるべきでは。
- ◇ そろそろ管理組合の協定を変えることを載せてもいいのでは ⇒ まだ時期が早すぎる、最後の答申案でよい。
- ◇ 2 号案にはルールを守るように書いてあるが、マナーの悪さの内容も伝えていくべき。

<通信の今後の進め方>

- 検証委員会の活動を知らせ、意見を募るためには継続して出す必要がある。
- 2 か月置き程度に発行（4、6、8、10、12、）
- 次回 マナーの悪さの指摘を受けて、ペット飼養者の守るべきマナーについて（2 号、3 号）
- その後は、ペット飼養反対及び賛成の立場からの意見等アンケートの内容を具体的に知らせるとともに、検証委員会の活動の進捗状況等を紹介していく。

2. 答申に向けて

<意見>

- ◇ H11 年までのマンションはペット禁止がほとんどだった。H12 年以降、可とするマンションが増えてきた。ペット可のマンションは、規則があり環境的にも設備が揃っている。ハイツとしてもペット可にするためには、規則の変更が必要。
- ◇ 最初不可だったところが、ペット可に規則を変えたマンションの検討経過が参考になる。
- ◇ 過去にペット問題準備委員会、ペット問題検討委員会と議論を続けてきたが、結論は出せていない。今回のペット飼養問題検証委員会が同じことにならないようにはっきりと結果をだしていかなければならない。
- ◇ ペット可になるために規約は 3/4 の賛成が必要だが、細則だと 1/2 の賛成で変えることができるのではないか。
- ◇ 規約を変えるか細則を変えるかは、答申を出した後に管理組合が考えるものではないか。委員会としては「規則を変える」という答申を出すことで一致している。そのための裏付けになる活動をしていく必要がある。
- ◇ 管理組合は規約を簡単には変えられない。
- ◇ 検証委員会は、規約を変える委員会ではなく答申を出すだけである。出した答申に対して、管

理組合は検討しなければならないのではないか。

<答申に向けて>

- 規則を変えるためには、必要性を訴える殺し文句がある。例えば「時代が変わった」等。
- 一軒家でも、犬・猫は外でなく、屋内で飼う時代になってきている。
- 次回委員会までに不可からペット可に変わったマンションの資料を集める。  
例として、\*埼玉県草加市[谷塚コリーナ] \*金沢区「並木1丁目団地」等  
ヒヤリングに行くことも検討する(他マンションの事例出しは、塚本、石川で行う)
- 継続的に「たより」を出し続けて検証委員会の周知をしていく。(担当：塚本、高村)

3、その他

①講座紹介(石川さん参加予定)

☆ 賃貸集合住宅におけるペットトラブル予防策と今後の展望

場所：横浜アントレサロン セミナールーム（西区北幸1丁目11-1）

日時：6月4日13:15～15:45

☆ 災害時のペット問題の講座が近く開かれる予定(詳細未定)

②検証委員会の議事録と次回のお知らせは、会議のあった月末に封筒に入れて集合ポストに入れるようにする。

次回第8回委員会

日時：平成28年6月10日(金)19時より

場所：県ドリームハイツ集会所2階C室

以上

< 添付資料 9 >

第 8 回 ペット飼養問題検証委員会議事録

日 時：平成 28 年 6 月 10 日（金） 19 時～20 時 45 分

場 所：第 1 集会所 2 階 C 室

出席者：自治会（塚本・寺田・袴谷）管理組合（首藤・水木・松井・今田）  
一般（坪井・早坂・高村・田村・石川）

書記：石川 議事録確認：塚本

欠席者：一般（豊澤・加藤・松井）

資 料：ペット問題検証委員会だより第 2 号・3 号

他マンションペット委員会答申・ペット飼育規定

（ファミリーパーク新北島・谷塚コリーナ・並木一丁目第三住宅）

◆議事審議事項

1. 新委員の紹介

管理組合 5 号棟今田さん（猫） 13 号棟松井さん（犬）

◆今までの経緯と委員会の指針について新委員に説明

◆アンケート⇒飼養数の把握と住民の意見⇒苦情の多かったマナーについて飼養者への啓発として広報誌を出す⇒ルール、規約のたたき台を盛り込んだ答申を提出  
\*苦情の多かったもの=糞尿の不始末・リードの長さ・エレベーターの使用など少数のマナーを守らない人が目立つ。

2. 検証委員会からの通信について

ペット検証委員会だより 第 2 号 6 月下旬 第 3 号 7 月

目に留まるように、文字を大きく、カラーにした。

マナー啓発について 2 号にわたって掲載した。

◆ペット飼養問題検証委員会についての紹介は毎号載せる

◆12, 13, 14 号棟の掲示板は目につきにくい場所にあるので、掲示場所について検討する

◆今後アンケートにあった飼養反対意見もたよりに載せた方がいいのではという意見が出ていたが、その場合には賛成意見も一緒に載せる。

◆1 号掲示後反応はないが（意見募集を載せてないとも考えられる）、今後期待したい。

◆検証委員会自体を知らない住民も多いので、じわじわ浸透させる意味でも広報は継続して出す。

◆意見を吸い上げる母体があれば言いやすくなるのではないかな。

3. 他マンションのペット事情

①全ペットの登録と登録料 ②飼養に関する誓約書 ③飼い主の会の設置

管理組合・自治会・飼い主の会で組織をつくる。

組織ができることで、飼養マナーの遵守が求められ、違反者への警告も可能になる。

拘束力のあるルールができる。

◆近隣の団地の現状は不明。市ハイツは放置。

◆今回のこの変更についてマスコミの取材を入れることも検討したらどうか？

広く知られることで、住民の関心も高まるのではないかな。

#### 4. 答申について

- ◆答申の内容検討を始める時期に来た。
- ◆絶対にダメという人はそれほど多くないし、マナーも昔に比べればよくなったと思うがそれでも、マナーに関する苦情はなくなっていない。  
絶対ダメな理由＝①健康上 ②ペット不可の規約があるから入居した等
- ◆住民全体の15%のペット飼養者のために規約を変えるのか？という意見もあるが、15%は無視できない数字ではある。
- ◆住民のみんなが住みよい環境をつくるために、今の規約を変えるべきという答申を出すことがこの委員会の目標である。

#### 5. 今後の予定

- ◆たより2号(6月)、3号(7月)を出す。  
4号は9月発行(8月に原稿を高村さんへ)
  
- ◆答申作成  
分科的に分かれて素案をつくり、委員会でたたく。  
全体的な組織に関する部分⇒自治会、管理組合、一般の委員会メンバーで検討  
ペット飼養に関するルール⇒ペット会からのメンバーで作成  
次回委員会ではそれぞれ分かれて検討し、最後にまとめる。
  
- ◆次回委員会 7月22日(金) 19:00～ 場所：第1集会所2階C室及びD室

以上

第9回ペット飼養問題検証委員会議事録

日 時：平成28年7月22日（金） 19時～20時25分

場 所：第一集会所2階C室及び1階資料室

（ルール素案作りグループと会則検討グループに分かれて会議を行った）

出席者：①答申検討グループ 自治会（塚本・寺田）管理組合（首藤・水木・今田）

一般（坪井・早坂・松井・加藤）書記：早坂 議事録確認：塚本

②会則検討グループ（高村・石川）書記：高村

欠席者：自治会（袴谷）・管理組合（松井）・一般（豊澤、田村）

資 料：県ドリームハイツペット飼養細則（案）

① ルール素案作りグループ

議 題：ペット飼養に関するルールの素案作り

1. 規則の大枠（組織、構成など）審議

塚本委員長より

・答申作成にあたり他の3つのマンション管理組合の良い所を取って作成してみた。

「県ドリームハイツペット飼養細則（案）」読みながら説明する。

・追加として

野良犬への餌やり禁止、

質問：現在ほどのくらいいるのか？ 回答：不明

登録者を決めたらどうかという意見もあるので、後で審議する。

ペット飼育に関する登録手続き、⇒ 登録料・年会費を決める。

成長時体長70cm以下、⇒ 頭から尻尾まで、抱っこ出来る大きさ

苦情の受付、⇒ 苦情対策委員会を作っては？

2. 飼養細則案についての質問

・管理組合の規則を撤廃するという流れで来たはずだが、いつから変わったのか？

⇒「ペット飼養を認めるという方向については、委員会は全員賛成である。その中には、管理組合の協定を変えるのではなく、例外的な細則を付加することで、ペット飼養可にすることも含まれる。管理組合協定を変えるには、住民の3/4が賛成しなくてはならない。それが通らない場合、今までと何も変わらないかもっと悪くなる状況が考えられる。細則でペット飼育について、厳しい規則を設けた方が認められる易くなるのでは。

・芙蓉ハイツで以前管理組合と住民との話し合いで、ペット飼養者に立ち退いてもらった事があった。

・苦情は現在まで管理組合・自治会に来たのか？⇒10号棟から1軒苦情が来ていた。

・年配者が死亡し家族が引き取れない場合の事も考えなくてはならない。

・管理組合のもとに「ペット飼育の会」を発足させる。自治会では強制力がなく、規則を作っても守れない。

・「ペット飼育申請書兼誓約書」を出し登録料、年会費を出す事になれば、規則を守るようになるのではないか。

3. その他

・「ペット飼養問題検証委員会だより」第3号は7月貼り出す。

・次回の委員会は、ペット会の審議内容も合わせ共同で審議する。

## ② 会則検討グループ

審議内容

塚本さん作成のルール作りの素案を検討しながら、ルール作りに沿った会則を検討した。  
検討資料は別添。

次回委員会 平成 28 年 8 月 26 日（金） 19 時～第 1 集会所 2 階 C 室

以上

<添付資料 1 1 >

## 第 10 回ペット飼養問題検証委員会 議事録

日 時：平成 28 年 8 月 26 日（金） 19 時～20 時 30 分

場 所：第一集会所 2 階 C 室

出席者：自治会（塚本・袴谷）管理組合（首藤・松井・水木《早退》）

一般（坪井・早坂・松井・石川・田村・高村）

書記：高村 議事録確認：塚本

欠席者：自治会（寺田）・管理組合（今田）・一般（豊澤）

資 料：第 9 回ペット飼養問題検証委員会議事録 県ドリームハイツペット飼養者の会会則（案）、  
飼養細則（案）

議 題：ペット飼養に関するルールの素案作り

1、塚本委員長より…答申案に向けて、第 9 回委員会で作った会則及び細則の素案を再度検討したいという発言を受けて議論をした。

意見

\*前回の委員会で、管理組合の協定を変える方向で議論をしてきたはずが、協定は変えずに細則を付加するということに変わってしまった。もっと一人一人が発言をして議論をして行くことが必要である。

\*細則検討する前に、答申を作る方が先である。全員の意見が一致しないと、毎回同じ議論が続くことになる。

\*前回議論をして、協定は変えないで、細則を付加すると決まったのだから、今さら議論する必要はない

\*

⇒などの意見があったので、再度一人ずつ考えを述べた。

### ① 協定を変えないで、細則を付加した答申案がよい。 9 名

理由：協定は 3/4 の賛成がないと変えられない。3/4 の賛成は難しい。賛成が得られなかった場合、細則を付加することができず、ペット飼養のマナーが悪くなることは必然。細則を付加するという答申が認められれば管理組合公認のペット飼養者全員加入のペット会を作ることができる。規則を守って、飼っていない人に迷惑をかけずに飼えることが一番重要。

※協定を変える案と、変えないで細則を付加する案を併せた答申案がよいという意見が 2 名いたが、①に含めることになった。

### ② 協定を変える。 1 名

理由：ハイツができてから 40 数年たち、世の中が変化している。協定を変えることが難しいとは思わない

多数決の結果、①案で答申案を作成することに決定した。

答申案たたき台は、次回委員会までに塚本さんが作成する。

次回第 11 回委員会 平成 28 年 9 月 30 日（金）19 時～ 2 階 C 室

以上

第11回ペット飼養問題検証委員会 議事録

日 時：平成28年9月30日（金） 19時～20時30分

場 所：第一集会所2階C室

出席者：自治会（塚本・寺田・袴谷）管理組合（首藤・水木・今田・田中）

一般（坪井・早坂・田村・高村・石川）

書記：石川 議事録確認：塚本

欠席者：一般（豊澤・松井・加藤）

資 料：第10回ペット飼養問題検証委員会議事録・ペット飼養問題検証委員会報告書  
（答申案）案

報 告：・管理組合の松井さん（13号棟）⇒田中ふさ江さん（10-707）に交代

議 題：答申案たたき台の内容検討

1、塚本委員長より…資料の答申案のたたき台について内容の説明

1. 結論

細則においてペットクラブを作り、飼養者全員の登録・マナー遵守することを条件に、ペットの飼養を許可する。

\*ただし、協定との矛盾は現状のまま。

2. ～5. 現在までの活動状況等

6. ペット飼養細則案の作成

2. たたき台の内容について討議・意見交換

\*1. の項目について前回の会議において、協定の改正には3/4、細則の改正には1/2の賛成が必要ということもあって協定にはふれず、細則に条件付きで飼養可とする案を多数決で採用したが、実際に答申案として提出するにあたり、協定との矛盾点について解決されないままでは、結局根本的な問題解決にはならない。ひいては住民の理解がえられないのではないか。という動議がだされ、これについて再度議論した。

\*協定を変更するには3/4の賛成が必要でそれは重いものではあるが、その矛盾点をつかれた場合に住民の納得のいく説明ができない。

飼養禁止（協定）と条件付きで飼養を認めるという相反する部分が残る。

\*ハイツ誕生からもう40年もち、世の中の状況も変化しているので協定改定についても受け入れられるのではないか。

\*ここで細則の変更で承認されたとしてもいつかは協定の改定に触れなければならなくなる。ならば、ここで思い切って協定の変更に切り込み、一石を投じることも検証委員会なら可能ではないか。

\*ペット可になったことで、苦情が増える、飼養数が爆発的に増える可能性はあるか？

⇒苦情については、受け皿ができる。また登録、飼養細則遵守が課せられるので、それに伴い、注意喚起、罰則等管理しやすくなる。飼養数については、ハイツが高齢化であること、飼養細則に頭数制限などの項目も載せるために現状維持または減少傾向になるだろう。

\*今回3/4の賛成があつて協定が改正されたのち、再びペット禁止にする場合にはまた3/4の賛成を取らなければならないのか＝ペット可にしたものの、飼養状況が悪化した場合など。⇒そうならないため、住民が安心できる細則を作成し、運用する。

\*協定の改正への答申案に、住民に納得の得られるような運用細則（厳しい条件を付加したものを添付が必要である。

- \*途中から委員会に加わった方については、委員会の設立趣意について周知されていない。  
委員会での内容については守秘義務がある。(確認)
- \*今後の流れ=答申案⇒管理組合理事会にて議案に載せるか審議  
結果、書き直し、ボツもありうる。一方でそのまま議案に載せる可能性もある。  
1月答申案を提出(5月の総会に向けて)
- \*総会において協定の変更が却下された場合、ペットに関する協定変更に関する議案を継続して提案し続ける必要はあるだろう。

結論：

前回の委員会で、細則を変えることで決定したが、第11回委員会では細則のみ変える場合の協定と細則の間の矛盾点を解消するため、

**答申案の主題を、協定を改定することとするに変更。  
住民が納得のいく飼養細則を添付する。**

【次回の予定】

1. 答申案のたたき台について
  2. 飼養細則について
- 以上内容の検討

・今回意思を保留している委員について意見を聞く。

次回第12回委員会 平成28年10月28日(金)19時～ 2階C室

以上

<添付資料13>

第12回ペット飼養問題検証委員会 議事録

日時：平成28年10月28日（金） 19時～20時15分

場所：第一集会所1階資料室

出席者：自治会（塚本・寺田・袴谷）管理組合（首藤・今田・田中）

一般（坪井・早坂・石川・高村）

書記：高村 議事録確認：塚本

欠席者：管理組合（水木）一般（田村・豊澤・松井・加藤）

資料：第11回ペット飼養問題検証委員会議事録・ペット飼養問題検証委員会報告書案  
（答申案）・ペット飼養細則案

議題：

1、 答申書提出までの手順説明（首藤さんより）

① 自治会長に提出

↓

② 管理組合理事長に提出 提出時期 12月末～1月初め

↓

③ 管理組合理事会で審議 2/3の賛成で通過

↓

④ 総会で審議 協定変更となるので3/4で成立する

2 細則案・答申案について内容検討

① 細則案について

\* 文言の統一

ペットクラブとペット飼養者の会と両方使っているが、**ペット飼養者の会**に統一する。

\* 変更部分

第5条 第2項 遵守事項

(4) 居室外に（ベランダ或いはバルコニーを含む）を追加

(6) その責任を負うとともに の前に **飼養者は**を入れる

(8) **野良猫のえさやり禁止**については**全文削除**とする。

**第7条については以下通り全文変更**

（飼養できるペットの種類・数）

第7条 飼養できるペットは、他の居住者に迷惑をかけず、居室内で飼養管理できるものに限定され、以下に定めるものとする。

(1) 犬または猫・・・飼養許可が必要

犬については成犬時飼い主が抱きかかえられる大きさ。犬、猫合計数2頭まで

(2) 犬猫以外で下記に挙げたもの…飼養許可不要・数は常識の範囲内であること

(ア) 小動物・・・フェレット、ウサギ類、リス類、ハムスターなどで専用のゲージまたはカゴなどでの飼養に限る。

(イ) 小鳥類…文鳥、カナリア、セキセイインコなどで、鳥かごでの飼育に限る。

(ウ) 観賞用魚類・・・水槽は重量、設置場所に注意すること

(エ) 両生類・昆虫・・・専用ゲージまたは虫かご等での飼養に限る。

(3) 前項までの定めに加え、飼養できるペットは次の各号に該当しないものとする。

(ア) 環境省が定める特定動物（危険動物）、外来特定生物に該当するもの

(イ) 人に危害を加える恐れのある動物

- (ウ) 人に伝染する恐れのある有害な病原体に汚染されている動物
- (エ) 毒を有する動物
- (オ) 鳩、オウム、猛禽類
- (カ) 爬虫類
- (キ) その他理事会で禁止と決定した動物

② 答申案について

全体に見やすいレイアウトとする。

前文は、ドリームハイツ当初とはペット飼養の状況が変わっていることを訴えるような文章で。

石川、高村で、次回委員会までに文言及びレイアウトを修正し、読み合わせをする。

**12月中もしくは1月当初までに答申を完成させ、自治会長を通じて管理組合理事長に提出できるようにする。**

次回13回委員会 平成28年11月25日(金)19時～ 2階C室

以上

< 添付資料 1 4 >